

串間ウインドヒル株式会社
「串間風力発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書」
に対する勧告について

平成27年8月12日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、串間ウインドヒル株式会社「串間風力発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書」について、串間ウインドヒル株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮崎県串間市

原動力の種類：風力

出 力：64,800kW（2,850kW×23基）

※ 総出力が64,800kWを超えないよう制御

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成25年 2月 4日
住民意見の概要等受理	平成25年 4月12日
宮城県知事意見受理	平成25年 6月18日
経済産業大臣勧告	平成25年 7月 3日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成27年 4月15日
住民意見の概要等受理	平成27年 6月 8日
宮崎県知事意見受理	平成27年 7月30日
環境大臣意見受理	平成27年 7月31日
経済産業大臣勧告	平成27年 8月12日

問い合わせ先：電力安全課 長村、長井、笠原

電話：03-3501-1742（直通）

串間ウインドヒル株式会社

「串間風力発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ、オオタカ、ハイタカ等の希少な猛きん類の飛翔が確認されている。特にクマタカは、当該区域の周辺で3ペアの繁殖活動が確認されており、そのうち1ペアは区域内を繁殖活動で利用している。

このため、鳥類に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び行政機関等からの助言を踏まえて、以下の対策を講ずること。

- ① 工事開始前及び工事期間中にクマタカの生息・繁殖状況の把握のための環境監視を適切に実施し、それらの結果をその都度専門家に報告した上で助言を求め、営巣期（1～6月）の繁殖活動に影響を与える可能性があると予測された場合、影響を与える可能性がある工事用・管理用道路の工事を一時休止すること。
- ② 鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うため、専門家等からの助言を踏まえて、供用後の事後調査を適切に実施し、それらの結果及び環境保全措置の内容等を公表すること。また、鳥類の誘引が確認された場合等、事後調査により判明した内容に応じ、専門家等からの助言を踏まえて、稼働停止等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録

するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 植物について

- ① 当該区域には、自然植生に該当するミミズバイースダジイ群集が分布しているため、工事用・管理用道路の設置に際して、同群集を極力回避すること。
- ② 希少な植物について、代償措置として移植等を実施する際には、移植方法や移植先の選定等が移植等の成否を決める重要な要素となるため、専門家等の助言を踏まえて、慎重に実施するとともに、移植後の生育確認等を含めて、活着するまでの適切な維持管理を行うこと。
- ③ 切土・盛土の工事によって生じる法面の緑化に当たっては、使用する種子への外来種混入を防止するため、可能な限りの対策を講ずること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。